

## 松山地方裁判所委員会（第15回）議事概要

### 1 日時

平成21年6月12日（金）午後1時40分から午後4時40分まで

### 2 場所

松山地方裁判所裁判員候補者待機室（4階）

### 3 出席者

（委員） 青木裕史，加藤令史，門屋淳，小島浩，藤川研策，真木啓明，  
三好伊佐夫，村越一浩（五十音順）

兼平裕子，黒田徹三，宮本寿（欠席）

（事務担当者） 松本事務局長，上田民事首席書記官，菅刑事首席書記官，西  
山総務課長，二宮刑事訟廷管理官，村岡総務課課長補佐，渡  
邊庶務係長

### 4 議事（■委員長，○委員，▲事務担当者）

（1） 午後1時40分から午後3時30分まで，地裁委員会の日程の一部とし  
て，裁判員選任手続のシミュレーションが行われた。

（2） 松山地方裁判所長あいさつ

（3） 新任委員紹介（加藤委員，門屋委員，三好委員，兼平委員（欠席のため  
紹介のみ））

（4） 議事に先立って行われた裁判員選任手続のシミュレーションにおける選  
任手続の内容について意見交換

○期日の「お知らせ書面」の表題部分に「（呼出状）」と書いているが，一  
般の人はいやがるのではないか。もっと目立たないようにできないか。

○「お知らせ書面」の「注意事項」の項目に過料となる場合の記述があるの  
で，「呼出状」と書くのであれば，その法文上の根拠条文も記載した方がよ  
いのではないか。

○旅費の請求の際に振り込み口座が必要になるようだが，「お知らせ書面」

にはその記載はなかった。「お知らせ書面」には必要な書類についての記載も必要ではないか。

○注意事項の項目は太字にした方がわかりやすいのではないか。

○持参する印の「認め印」はどんな印鑑でもよいのか。

○「呼出状」の標記については、民事での「被告」という標記を嫌がるのと同じで、気にする人が多いことから、検討していただきたい。

▲期日のお知らせ文書については、全国统一書式であるため、どの程度変更が可能かについては、検討したいが、変更できない部分が多いと思われる。

口座番号の件については、振込先についての案内文書を同封する予定である。

印鑑は、実印でなくてよいという趣旨であるので、三文判でもかまわない。

▲気になる人が多いことは承知しており、文面上も単に「呼出状」とするのではなく、「期日のお知らせ（呼出状）」と括弧書きとするなど、配慮している。ただ、正当な理由がなく出頭しない場合に過料に処せられる可能性があることから、単なる「お知らせ」ではなく、「呼出状」も記載している。

○受付案内については、1階のすぐに目につくところに案内が必要ではないか。一般の人にとっては裁判所の敷居は高いので、すぐに4階には上がってこれないのではないか。

○初回の選任期日は、取材合戦となることから、報道陣で大変な状況となるだろうから、候補者の案内としては、目立たず、かつわかりやすくする必要があるのでないか。

○候補者待機室が何階にあるのかがわからなかったのも、玄関に表示があればよいのではないか。また、期日のお知らせか、同封する文書に階数も入れる必要があるのではないか。

○今回は選任手続の辞退事由の質問については、具体的な辞退理由を別室で聞いた方がよい人には個別質問、そうでない場合には、集団質問といった方式の組み合わせだったが、時間も短くなり、特に問題はないのではな

いか。

○司会進行のマイクの通りは、女性の声の方が通りやすいのではないか。

○当日質問票のうち、同種被害について「関係があるかどうか」の項目など、正直に記載するかどうか、本人次第だと思うが、この書面だけだと分かりにくいのではないか。

○当日質問票は嘘を記載してもわからないが、その点、公平性でどうか。

○今回は、地裁委員として、個別質問の場面にも実際に見ることができたが、実際の個別質問ではどのような質問がされることになるのか。辞退の事情など、抽象的になるのか。

▲仕事の重要性、介護している人の有無などを聞くことが多い。同種犯罪の関係の点についても聞くことになる。

○同種犯罪の被害の点について、個別で聞くのなら当日質問票では限定しなくてもよいのではないか。

▲当日質問票での同種犯罪の被害の項目については、検討する。

○個別質問での席の配置が裁判官3人、検察官、弁護士と5人も目前にあり、また、狭い部屋で小さいテーブルを挟んだだけだったのは、圧迫感を感じた。

○候補者には、刑事裁判の原則や記載している裁判員制度に関する説明文書などは送っているのか。

▲候補者名簿に登載された候補者には、その段階でリーフレットなどを送付している。候補者として期日のお知らせを送る際にもパンフレットなどを同封する予定である。

○裁判員の6人を抽選する際に、どこで抽選したのかがわからないと、裁判所が奥で勝手にやっていると思われる。可視化しないのなら、パソコン抽選を別室で行っているとの抽選の仕方を予めアナウンスする必要があるのではないか。抽選方法が分からないままだと、公平な抽選結果かどうか、

疑問に思う人もいるだろうし、抽選結果に不満を持つ候補者もいるのではないか。また、選任された番号の発表の仕方も読み上げるだけでは不十分ではないか。

○プレゼンテーション内で、検察官と弁護士立会いの元でコンピュータ抽選という発言もあったので、それで違和感はなく、十分だと思う。

○法39条の説明で、刑事裁判の三原則の説明の中で、「わからない」とか、「常識」という説明がされていたが、自分自身の常識などと誤って理解されると、希有な意見の人だとその意見が常識と思われることもあるので、一般的な視点での「わからない」とか「常識」という点を説明する必要があるのではないか。

○裁判員の選任結果の発表の際に、辞退した人の番号を発表するのは、認められた人と、認められなかった人との関係からすると、どうかと思う。

○辞退が認められたということを知られたくないという気持ちもある。

▲辞退理由については、個別と集団の区分けもあるが、全般的な理由については、前倒しして判断することも可能である。ただし、事件の内容については、事前提供はプライバシーの点で問題があるが、関係者については、検察官、弁護人の事件の双方からの情報である程度は分かるのではないか。

○裁判員が宣誓をしてから、法廷に行くまでの際に、専用通路を先に誰かが案内する必要があるのではないか。特に、初めて開廷時に入ると、当事者や傍聴人も多いのでびっくりすると思う。また、特に否認事件などでは被告人と目を合わせたくない裁判員や顔を知られたくないと思っている裁判員もいるだろうから、開廷前に法壇に着席するまでのルートを知っていた方がよい。

## 5 次回のテーマ

「法テラスの現状について」（予定）

## 6 次回期日

平成21年11月6日（金）午後2時から午後4時まで

次々回期日

平成22年2月頃